

うに考えております。

また、先生御指摘いただきましたように、学校教育の中心として、一方で、政治参加を初めとして社会の形成者としての自覚を育んでいくということは、御指摘いただきましたように、小中高等学校を通じて極めて重要でございます。

ただ、そういう学校教育活動を行うに当たっても、教育基本法第十四条第二項に学校の政治的中立性確保の規定がございますが、そうした規定を各学校において前提として遵守して指導が行われるというのは当然のことでございますので、またそうした指導の徹底も図ってまいりたいと考えております。

○宮川分科員 ありがとうございます。ぜひ厳しい徹底を今後していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

では、ちょっと時間も足りませんけれども、二つ目に参りたいと思っております。少年法に關してであります。

つい最近起きた事件であれば、佐世保の高校一年生の女子の同級生の殺害事件、そして、記憶に新しいところであれば、川崎の少年三人が中学一年生の子を死に至らしめるというような残忍な事件がありました。

これを見るにつけ、また世論も、少年法というのはこのままでいいのかという大きな議論が毎回巻き起こるわけでありまして、今、前の項目で成年年齢の引き下げのお話をいたしました。今、少年法は二十歳未満の子供たちへの適用となっておりますけれども、もしこれが民法で引き下げられた場合、少年法の適用年齢をどういうふうな今後していくかどうか、方針があればぜひ御答弁いただきたいと思っております。

○上川国務大臣 民法の成年年齢が満十八歳以上に引き下げられることに伴う、少年法の適用対象年齢についてどうなのかということも御質問がございましたけれども、刑事司法の全般におきまして、成長過程にあります若年者の層をいかに取り扱うべきかという大変基本的な問題がございます。

います。少年法固有の観点から検討を行う必要があるということでございます。

少年法の適用対象年齢を二十歳未満から十八歳未満に引き下げるべきかという問題につきましては、現在、保護処分を科すことができる年齢として十八歳、十九歳の者がいるわけでございまして、一律に保護処分を科し得なくすることが刑事政策的に相当かという観点から検討されるべきであるというふうな考えております。

そうした観点から、刑事政策的な観点からの検討結果ということでございますが、十八歳、十九歳の者によります刑法犯の動向について、また少年に対する刑事処分のあり方につきまして検討がなされ、いわゆる原則逆送制度が導入され、また、刑事処分可能年齢、これにつきましては十六歳以上から十四歳以上に引き下げられるなどの必要な法改正を行ってきたところでございます。こうしたことに照らしまして、現時点におきましては、十八歳、十九歳の者に対して保護処分の必要性が一律に失われたと評価すべき事情は今のところ存しないというふうな判断をしているところでございます。

もともと、少年法の適用対象年齢を十八歳未満に引き下げるのが相当か否かにつきましては、御指摘がございました民法、さらに公職選挙法等のより一般的な法律におきまして、年齢のあり方、こうしたことも考慮に入れる必要があるというところは考えておりまして、さらに必要な検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

○宮川分科員 ありがとうございます。

少年法というのは、もともと昭和二十三年にくられまして、当時は戦後の混乱期の中で、万引きをしたりとか食料をとりに行ってしまう、そういう苦しい状況から非行に走ってしまう子供たちを更生しようというところでできた法律だと私自身は理解をしております。

しかし一方では、これまでの何年間で少年犯罪というのは凶悪化しているということもありま

て、少年犯罪にもっと、極刑を与えてもいいんじゃないか、そういう世論があることも存じております。また、そういう研究結果があることも存じております。

今の、ここは実は二問別々にしておりましたが一問で答えていただければと思っておりますけれども、現在、少年犯罪のあり方というか、それが一体どうなっているかということ、それともう一つ、やはりそこから見てくる少年法の改正の必要性の有無、お感じになっておられることがあれば、ぜひ大臣から御答弁いただきたいと思っております。参考人でも結構です。

○林政府参考人 まずは、少年犯罪の現在の発生状況等についての認識でございますけれども、少年による刑法犯の検挙人員というものは平成十六年から毎年減少しております。少年人口当たりの検挙人員の比率も低下が続いております。また、その中で重大犯罪の少年の検挙人員について見ますと、殺人については顕著な増減の傾向は見られません。また、例えば強盗について見ますと、おむね減少傾向にあります。

こうして全体としては少年犯罪は減少傾向にございますけれども、他方では、御指摘のあるように、少年による凶悪重大犯罪というものは、全体的な量という意味ではなくて、発生はなお散見されるところでございます。その面では予断を許さない状況があると思っております。

こういった状況を踏まえまして、例えば凶悪重大犯罪を犯した少年についての少年法の適用をどうするのかという問題につきましては、これまで、現在の少年法で見ますと、罪を犯した少年のうち、罪質とか情状に照らして刑事処分が相当であると認められる者については、家庭裁判所が決定をしまして検察官に送致する、これを逆送と呼んでおりますけれども、そうすると刑事罰が科せられる、こういった制度がございます。

特に、平成十二年の改正におきまして、犯行時に十六歳以上の少年による殺人を初めとする故意の犯罪行為、こういったものによって被害者を死

亡させた事件につきましては、こういった家庭裁判所の判断を、原則として検察官に送致する、いわゆる原則逆送制度と呼んでおりますが、そういった形での法改正がなされまして、重大事件については原則として刑事処分の対象となる、こういった法の手当てが既になされております。

さらにその上に、そういった凶悪重大犯罪を犯した少年については少年法を適用しないというような法改正が考えられるのか、あるいは必要なのかということになりますと、一定の、どんな場合にもこういった少年については保護処分を科し得ないということになりますので、そういったことが妥当かどうかは、これまでの改正経緯等を踏まえて慎重に検討すべき問題であろうかと思っております。

○金田主査 時間が参りました。

○宮川分科員 済みません、もう時間が来ましたので、実は最後に少年法の第六十一条についてお話をさせていただいたかかったんですが、これはまた別の機会といたしまして、ぜひ大臣とも意見交換をさせていただきたいと思っております。被害者を守る法律であるべきと思っております。加害者だけがこれから守られていくのではなくて、やはり被害者の立場に立った法律というのが必要だと思っておりますので、ぜひ今後の検討課題としていきたいと思っております。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。以上で終わります。

○金田主査 これにて宮川典子君の質疑は終了いたしました。

次に、泉健太郎。

○泉分科員 民主党の泉健太郎でございます。大臣、お疲れさまです。どうぞよろしくお願いたします。

大臣、きょうは、まず面会交流のことについてお伺いをしたいと思っております。

離婚を最初から望んで結婚される方はおられないわけですが、全国で大体二十三万組ぐらいが離婚をされるという状況の中で、六割ぐら

が子供がおられるという状態で離婚されているという状況がございます。依然、高水準。離婚は、さまざまな事情、理由があつてのことです。なかなか一概にいい悪いとは言えませんが、少なくとも、子供にはさまざまに生活の環境の変化があるものだというふうに思っております。

そういう意味で、今注目をされていますのが、対外的にはハーグ条約も、我が国もできましかれども、国内においても、残念なケースとしては、さまざまな事情で急遽親同士が別居をするという事態になり、子供からすると本当に急遽で、時にはいろいろな事情の中で、朝、家族一緒だったけれども、夕方には家族が別々になり、そしてそれ以降、もう片つ方の親と会うことができなくなるというような子供さんもおられるわけですね。

これまた一概に事情は言えないというところがございますけれども、やはり、そういったさまざまな離婚のケースにおいて、あるいは別居のケースにおいて、今、子供の立場から、子供の視点から、子の福祉ということから考えたときに何が適切なんだろうかということをもう一度整理しよう、そういう時期に来ていると思えます。

その中で二つ出てくるのが、やはり養育費、そして面会交流だと思ふんですね。養育費、これは子供を産んだ親であれば、それは私はどんな事情があるにせよ、最大限努力をして養育をし続けるということではないかなと。特別な事情で、ある種合意があつたりですか、あるいはどうしても払えない状況があるというケースもあるかもしれませんが、ベースは、子供ができた以上は、やはり養育費をしっかり払い続けて、離婚をしたとしてもそういう義務を親として果たし続けるということが大変重要だということに思っております。

親にもいろいろなケースや事情がありますので、なかなか社会生活を送ることが困難な親、例

えば犯罪に関与してしまつた親、なかなか子供を会わせられない事情を持つた親、いろいろなものも確かにあるかもしれませんが、しかし、純粹に、日常生活を送りながら、面会交流を求めている親もおられますし、それが果たされていない方もおられます。

前置きが長くなりましたが、改めて大臣に、面会交流、そして養育費について、大臣自身どのような御認識を持つておられるか、お聞かせください。

○上川国務大臣 委員御指摘の親子の関係ということで、新しい時代に入るといふような御指摘がございました。

夫婦になつてそこで生まれる子供、かけがえない希望の象徴たる子供の存在ということであり、さまざまな事情によりまして別居したり離婚するに至るケースについては、そうした状況がふえているというの、大変残念なことではあります。そういう状況であるということではあります。ただ、子供にとりましては、唯一無二の存在であります両親のどちらかと離れ離れにならなければならぬという極めてつらい状況に置かれることになるということにつきましても、事実であるということに思ひます。

子供の側から見ると、離婚の原因が実は私にあつたんじゃないかというふうな、自分は愛されていないんじゃないかと。そして、こうした不安感というところの中で、先ほど御指摘あつたように、朝、固らんとしたその場から一斉に切り離されてしまふというふうなことが現実には起こつていくということでありまして。

離婚という親の事情によりまして子供が犠牲になるような事態は避けなければいけないというふうな考えがござります。また、離れて暮らしている親と子供が適切な形で面会交流を継続するということによりまして、子供の持つ不安感というのにも払拭をし、そして、両親にとつて自分自身は愛されている存在なんだというふうな思ふこと自体、その健やかな成長にとつて大変大事なことである

というふうな思つております。子供の心身の健全な成長、そしてこれが子供の利益のために重要であるという認識を私は持つておりまして、そういう意味で、面会交流も適切な形で行われ、また養育につきましても、しっかりと子供のためにとつて責任を持つた取り組みというの、対応というのが必要ではないかというふうな考えております。

○泉分科員 ありがとうございます。大臣に重ねて質問なんですけれども、民法七百六十六条が改正をされました。そこで新たに追加されたのが、「父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担」というものが七百六十六条に追加をされて、それを「協議で定める」といふように文言が整理をされました。そして、子の利益は最も優先して考慮されなければならぬ、こういう七百六十六条の改正がありました。

この改正の審議の中で、当時の江田法務大臣ですけれども、法案審議の中で、面会交流は子供の福祉にとつては大事、これを奪うということとはよほどのことがないとやめてはいけない、監護権のある親が面会交流に強く反対をしても、特別な事情がない限り、可能な限り家裁は面会交流ができるように努める、これはこの法律の意図するところであるといふふうにおっしゃられております。これは、法案審議の中で、法務省の見解としておっしゃられたわけですが、今、上川大臣も同じ御見解ということでもよろしいでしょうか。

○上川国務大臣 民法七百六十六条の改正の折にそうした審議が行われてきたといふふうに承知をしております。面会交流として経済的な対応ということにつきましては、法の趣旨にのつとつて、今のような御指摘のとおり、しっかりと責任を持つて対応すべきだといふふうな考えております。

○泉分科員 ありがとうございます。思ひは同じだといふ御趣旨だつたと思ひます。一方で、さまざまな当事者の方々からお話を伺

ますと、果たしてこれが現場にしっかりと周知徹底がなされているんだろうかという御指摘がなされております。確かに裁判一つ一つに介入はできないわけですし、しかし一方で、国会で審議がなされた、そして、それは時代の進展に伴つてやばり必要であるからこそ、こういった形で民法の改正がされたということでは、法律が改正されたといふことは非常に重たいと思ふんですね。

そういうことについて、改めてですけれども、裁判官あるいは調査官、調停委員の皆さんへの周知、研修というものがどのように行われているのか、お聞かせください。

○村田最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。最高裁といたしましては、平成二十三年五月に民法七百六十六条が改正されたことを踏まえまして、その年の八月、全国の高等裁判所及び家庭裁判所に対して、改正法の立法趣旨の理解に役立てていただくために、改正法に関する国会審議の会議録を添付して、裁判官、家庭裁判所調査官、書記官等の関係職員への周知を依頼する書簡を發出しております。

また、その後も、いわゆるハーグ子奪取条約の発効等の機会を捉えまして、面会交流事件については民法七百六十六条改正の趣旨を踏まえた運用が重要であるといふ旨を周知する書簡を發出しているなどしております。

また、書簡の發出以外につきましては、司法研修所や裁判所職員総合研修所での研究会、各地の高等裁判所等で開催される協議会といった、裁判官を初めとする関係職員が集まる機会に改正法の趣旨を踏まえた面会交流事件の運用のあり方について検討がなされておりました。そのような機会に改めて最高裁から立法趣旨についての説明を行っております。

さらに、調停委員につきましても、各家庭裁判所における各種の研修あるいは研究会の機会におきまして、面会交流調停事件を取り上げて、改正

法の趣旨を踏まえた運用のあり方について研修や協議が行われているものというふうに承知をしていられると幸いです。

○泉分科員 ありがとうございます。

今、趣旨を踏まえた運用というか、趣旨を踏まえた活動をしていただいているというところだと思っております。例えば、面会交流の可否を判断するに当たっては、時に、子供がどういう意思を持っているか、子供が会いたいと言っているとか、会いたいと言っていないだとか、そういうことが議論の俎上に上がってきたり、あるいは夫婦間で、会いたい、会わせたくないとか、そういうものが、意見が折り合わないということが、事実上、結果的に面会ができない状態が継続するという意味で面会制限という形に陥っているケースも数多くあるというふうになっております。

江田法務大臣が答弁でお話をしたように、監護権のある親が面会交流に強く反対しても、特別な事情がない限り、可能な限り家裁は面会交流ができるよう努めるということが、前回の民法改正の議事録、法務省の発言だとして、それを議事録として徹底されているということであれば、改めてですが、裁判官や調査官、調停委員というのは、この運用に当たっては、面会制限がなされている状態というか、面会が実らない状態というのは、大臣の言うところの特別な事情に当たるといことなんでしょうか。ベースとして、基本は面会交流を最大限努力しているというのが家裁の方針であるかどうかについて、まず伺いたいと思っております。

○村田最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

子供とその子を監護していない親との面会交流につきましても、基本的には、面会交流が子の健全な育成に有益なものであるという認識のもとで、面会交流を実施することによってかえって子の福祉が害されるおそれがあるというふうな特段の事情、すなわち子への虐待などですけれども、こういった子の福祉の観点から面会交流を禁止

制限すべき事由がある場合を除きまして、面会交流を認めるべきである、こういう考え方が一般的だということに承知しております。

各家庭裁判所におきましては、このような考え方のもと、個別具体的な事案に応じて、委員の御指摘ありましたような夫婦の意見の食い違いですとか子供の発言や意思、そういったものの実質的な理由あるいは背景、こういったものを十分に把握、考慮した上で、子の福祉の観点から面会交流を例外的に禁止、制限すべき事由があるかどうか、これを適切に判断しているものと承知しております。

○泉分科員 ありがとうございます。

今、基本はやはり面会交流すべきだと。そういうことを前提にして、特別な事情、おっしゃっていただいたように、虐待ですとかそういうケースについては、やはり当然配慮しなければいけないというふうに思います。

その意味では、やはり、面会交流がなぜ成り立っていないのかということについて、なかなか当事者の親同士、みずからの行為と他者から指摘をされた事項と、それまた折り合わないことというのも多々あると思うんです。しかし、面会交流ができていないということの理由、本質が何なのかというのは、なかなか事実認定で難しい部分もありませんけれども、ぜひ、双方の当事者にわかりやすく伝えて、最大限、こんがらがってしまったり結び目をほどく作業というものを力を入れていただきたいし、やはり基本は面会交流をしていただくことが子の福祉になる、これを改めて家裁に徹底していただきたい、このように思います。

これはいろいろあると思うんですけれども、従来から、実際に会うということもあれば、第三者の立ち会いのもとに会うというケースもあれば、手紙を交換するということも聞いてはおります。一方で、外国では、例えばスカイプで話をするですとか、あるいは、ネットに載っている子供の写真を見せられること、もう片っ方の親に、直

接会ってはいないけれども安心してもらおうというか、ああ、今こういうふうな元気にしているのかというようなことを映像や画像をもって間接的に伝えるという、いろいろな手法もあると思うんです。

日本でも、既に現場でそういうインターネットを活用したさまざまな面会交流が行われているのかどうか、これを確認したいと思っております。

○深山政府参考人 委員自身も御指摘があった、面会交流について定めた七百六十六条の一項は「父又は母と子との面会及びその他の交流」という法文になっておまして、これは、面会が典型例ではあるけれども、その他の方法、その他の交流があるということの意味しておりますので、もちろん、監護していない親と子が直接面会する方法以外の方法、例えば、既に御指摘のあった手紙とか電子メールとかその他の方法は全て、法令上、「その他の交流」ということに含まれております。

ただ、私たち法務省の立場で、それらのさまざまな手法による面会交流がどの程度、どういう形で行われているかという実態、これは夫婦間の合意であったり、家庭裁判所の調停で決まったことでも、そういった合意の内容を具体的に知るすべがございませんので、あくまで法律の建前としてはそういうことが許されているし、恐らくさまざまな工夫がされているだろうところで御勘弁いただきたいと思います。

○泉分科員 まさに、さまざまな工夫がされている、特に、裁判所まで持ち込まれないケースの面会交流もありますから、そういうところではいろいろなことがあると思うんです。

ただ、私が今回指摘をしたのは、やはり、実際に双方にさまざまな提案を行ったり調停をした調査をしたりする方々にも、いろいろな方法があるんだということがしつかり浸透しているかどうか、またそれが、行政側というか、司法側から、そういういろいろな手法があるんだよという

ことが相手に提示されているかどうかというのは、私は重要だと思っております。

そういった意味では、研修、例えば面会交流のガイドラインみたいなものがあるのかどうか、ちよつと今現在で皆さんがどういう資料を使われて研修されているかわかりませんが、いろいろな面会交流の形があるのであれば、こういうのもある、ああいうのもあるということ、やはりある程度、いろいろな手法、事例を紹介して調停委員ですとかに伝えていくということもぜひ御検討をいただきたいと思いますというふうに思っております。

さて、続いてですけれども、この面会交流であります、厚生労働省もこの面会交流については支援をしていただいていると理解をしております。

面会交流支援事業ということで、一千四百万の予算、執行はそのうち一千万ぐらいということ、全国三方所ぐらゐの面会交流の支援をしてい。東京、千葉、熊本ということ、大臣、これはまだ少ないですね、考えてみたら、予算も少ないなと思つたら、予算の行き先も少ないというのが現状でありまして、行き先が少ない以上、予算だけ膨らませてもこれは仕方がないということでありまして、これはまだまだ進んでいないというふうに私は思っております。

厚生労働省、これは確かに、手挙げ方式で、自治体と折半で補助金を出しているということになりますけれども、これはもつと、三方所ではなく、数多く進めていくべきだと思います。こういったことの啓発活動というか、どのようにされる御予定でしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。

ただいま先生がおっしゃいました面会交流でございますけれども、まずは、やはり子供の利益あるいは福祉の観点から進めるべきものと思っております。その上で、父母が自発的に合意をした上で協力して実施をするということでございますけれども、どうしてもやはりなかなか困難な事例も



でございますので、その意味では一定の支援が必要であると考えております。

このため、厚生労働省におきましては、平成十九年度から養育費相談センターを設置いたしました。養育費のみならず、面会交流の相談にも応じているところでございます。

また、都道府県等を単位に設置されました母子家庭等就業・自立支援センターにおきまして、専門の相談員を配置いたしまして、面会交流あるいは養育費の相談に応じているところでございます。

ただいま先生が御指摘いただきました面会交流支援事業でございますけれども、平成二十四年度から、父母間に面会交流の取り決めがあり、かつ支援を受けることに合意がある場合におきまして、地方自治体が、面会交流の日程ですとか場所の調整、付き添い等の支援を行う事業でございます。先生御紹介ございましたように、ただいま東京都、千葉県、熊本県等で行っているところでございます。

確かに件数は少ないわけですが、私も、私どもとしても、県等を通じてできるだけPRをして、やはり子供の健全な成長にとって望ましいものであるといった観点も踏まえまして、関係省庁とも十分連携をとりながら進めてまいりたいと考えてございます。

○泉分科員 当然、離婚されている御家庭というのは、全国どの都道府県にも数多くおられるわけでありまして、東京、熊本、千葉だけというのは非常に心もとないというふうに思います。

そういった意味では、これは委託をやっていたにいたるわけですが、本当に委託しなきゃいけないのかということも含めて、直接行政の方でしていただくことも一つの行政サービスではないのかなとも思いますし、そこに対してしっかり補助を出していく。しかも、一件当たりそんなにお金がかかる話でもないと思うんですね。ですの、ぜひこの辺は、さらに面会交流が進んでいくような取り組みをしていただきたいと思いますというふうに

思います。

引き続き、先進事例として非常に注目されているのは、大臣も御承知かもしれませんが、明石市なんですね。我々の元同僚でありました泉房穂さんという元衆議院議員である市長さんが大変この問題に関心を持っておりまして、まず特徴は、離婚時にしっかりとその離婚の親に対してさまざまな資料をお渡しする。養育費の取り決めはなされていきますか、取り決める場合はこうこうこうですよという手引みたいなものをお渡しされる。共同の養育をするのであれば、こういう養育の仕方がありますよ、こういうお互いの養育計画書をつくりましょうねということを手渡しするという事業をしております。これは大変素晴らしいというふうに思います。

きょう、実は、大臣はごらんだいたことがあるかどうかわかりませんが、離婚届を資料として持っていました。この離婚届の右下に、七百六十六条が改正された結果としての追記がなされたわけですね。四角く囲ってあるところでありまして、「未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。(面会交流(養育費の分担)と書いてあるわけです。こういうことで、面会交流については以前よりは意識はしていただくようになったわけですが、ちょっと話をとに戻します。

明石市の方でまず一つ目によられていたことというのが、手引云々の話と同時に、面会交流をしようと思う親たちが面会交流しやすいようにということ、呼び水になるようにということ、明石市が持っている公共施設の、子供たちが楽しめるような施設を面会交流の場合は無料でお入りいただく、こういう事業をされているわけです。これはとても素晴らしい取り組みではないのかなというふうに私は思います。

厚生労働省の方には、これは法務省にやっていただくのがいいか厚生労働省にやっていただくのがいいか迷ったわけですが、ヒアリングの中でいろいろと伺っていると、なかなか、今まではどこ

というところがありませんでしたので、やはり、面会交流支援事業をやってもらえる厚生労働省の方に、せめて、明石市で取り組まれているような先進的な事例について、各自自治体、それは水族館であれ動物園であれ、いろいろな施設を持ってもらえる、そういうところを無料で提供していただくことが一つ面会交流の支援になるんだということとをぜひ普及啓発していただきたいというふうに思います。厚生労働省、いかがでしょうか。

○木下政府参考人 ただいま先生御紹介いただいた、親子の交流サポート事業という明石市が非常に先駆的にやっている事業でございますけれども、こういった地方自治体が独自に取り組む事業というのは、できるだけ私どもとしても都道府県、自治体に紹介をして、やはり支援策を広げていくことが非常に大事だと思っております。

そういう意味で、我々も、今後、さまざまな全国で集まった課長会議等々の担当の課長会議がございますので、そういった場を通じて、ぜひ広く普及をし、紹介してまいりたいと思っております。

○泉分科員 そうですね、課長会議での周知、さらには、できれば厚生労働白書のコラムぐらいいも載せていただきたい。いかがでしょうか。

○木下政府参考人 それもよく検討させていただきますと思います。

○泉分科員 さらに、ちょっと厚生労働省に確認したいんですけども、例えば、離婚件数というのは一時期だあつと、熟年離婚も含めてですが、ふえましたね。母子の福祉や離婚をされた後の寡婦の福祉ということは以前から法律はあるわけですが、これまで離婚問題に関する検討会だとかというのは厚生労働省で持たれたことはあるんでしょうか。知識の範囲で結構です。

○木下政府参考人 離婚問題そのものというよりも、一人親家庭なり、母子家庭、父子家庭等について、さまざまにやはり支援策が必要であるという中で、こういった今の面会の問題ですとか養育費の問題ですとか、そういったものをいろいろ総合

的に検討して、どういう支援策がこれから求められるかという議論はこれまでも何度かしているところでございます。

○泉分科員 大臣、これも、通告にはありませんが、ぜひ法務省、厚生労働省一緒になって、離婚をしてからということも一つの施策だと思わんですが、やはり離婚を考え始めた局面でどうサポートをするかとか、それは積極的に離婚しなさいというサポートではなくて、思いとどまることも含めて、子供の福祉という観点でやはり重要なことですよという認識を親に持ってもらう、そういうことが必要だと思わんです。

これはぜひ法務省、厚生労働省一緒に協力しながら、実は、法務省にも家裁にもパンフレットがつくられているんですね、養育費とはか面会交流とはと。ちょっといろいろな質問がまぜこぜになってしまっていますが、このパンフレット、どれぐらいの部数つくられているか、まず御紹介いただけますか。

○村田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

裁判所におきましては、家庭裁判所における子供の手続全般に関するパンフレット、これをおおむね毎年五万部ほど作成しております。そのほか、面会交流に関するリーフレットを二種類ほど、これは大体三万部から四万部毎年作成をいたしまして、各家庭裁判所に置いておりますほか、最初に申し上げた手続に関するものについては、市区町村あるいは警察署、児童相談所などにも置いていただいております。また、これらの内容は、裁判所のウェブページでも、どなたでもご覧いただけるようにしているというところでございます。

○泉分科員 大臣、やはり、離婚届をとりに来るときだとか、そういうときにこういうものが行き渡らなければいけないのではないかなと。裁判所に置いてあっても、それは当然、もうそういう意思があつて裁判所に来られている方々に対してのものであります。

実は、きょう、離婚届をわざわざ私は資料として提出をさせていただいたのは、面会交流や養育費七百六十六条では「協議で定める。」となっているけれども、離婚届で「まだ決めていない。」にチェックをしても、届け出は通りますよ。通るんですよ。

ですから、法律を純粹に読んでも、なかなか世の中思ひどおりに通っていないで、まだ決めていないといつても通ってしまふし、「取決めをして」に法的に効力を発揮するだけのものなのか。最初のうちは合意していても、後から約束が違うという事態になったときに、その口約束は全く成立しないという可能性があつて、ここはもう全く、今、離婚届のところは任意で、私が決めていると思つたら決めているとただチェックをするだけなんです。

その統計資料がさまざまな形で今出てきて、何らか取り決めている方が六割ですとかという話になっているんですが、それは現実の子供が置かれていた環境と比べると、大分やはり実態と乖離があるんじゃないのかなというふうには感じているところです。

大臣、このことについて改めて御認識をいただきたいというふうに通つておりました、養育費、そして落ちついた環境での面会交流ができる国でありたいという思いを持っております。最後に大臣からのこの問題に対する御見解をいただきたいと思ひます。

○上川國務大臣 たいだいま、兵庫県の明石市の事例も含めまして、法律改正されたけれども、離婚の届け出にもこうしたチェック欄は設けられたけれども、なかなか実態についてはそれに追いついていないんじゃないか、法の趣旨にのつとつてもつとつかりやつていくべきではないか、こういう御指摘がございまして、私も委員の御意見を共有するところでございまして、

子供の健やかな成長を、両方の親がしっかりと成長をずっと見続けていくということについて、

大変大事な親の責務であるというふうに思ひますので、そういう意味で、法律の趣旨にのつとつてどこまでどのように支援することができるかということについては、明石市の事例もございまして、そうした事例をよく検証させていただきながら、さらに深めていきたいというふうに思つております。

○金田田主査 これにて泉健太君の質疑は終了いたしました。

次に、中川正春君。

○中川正分科員 民主党の中川正春です。引き続き、質疑をしていきたいというふうに思ひます。

事前の通告は一番最初の問いかけにはしていませんので、大臣のこれまでの経歴を拝見させていただいて、その中で持つておられる世界観というか、そんなものの中でぜひこの部分を聞いていきたいという気持ちになりましたので、聞かせていただきたいと思ひます。

今、国際化ということが政権のテーマにもなつていますし、私たちのときも、それに対して日本がどういう国を形づくっていくのかということ、真つ向から真剣に議論をしなければならぬ、そういうときに来ているというふうに思つておりました。

そういう意味で、国際化の捉え方はいろいろあるんですけども、私が今の根底の議論の中で一つ確実に抜けていると思うのは、人の移動というのがこれだけグローバルにされてきて、PPPや何かでもそうですけれども、人の移動というのは一つの大きなテーマとして、世界各国が共通する問題として考えていくという背景が一つある。

そんな中で、日本も、観光客を受け入れるということについては一生懸命になつてはいるんですけども、そういう形ではなくて、日本に在留していくあるいは日本に帰化して、ある意味で移民と、それからもう一つは季節的な労働力として日本に来て働きたいという人たち、そうした意味で人が日本に入ってくるということに対して国

家としてどう国を開いていくのかという基本的な議論というのが要るんだろうし、国を開くということはどういうことかというところ、入ってきた人たちの人権と、それからこの国に対してウイン・ウインの関係をどうつくっていくかということ、それがいわゆる社会のダイナミズムにつながるというふうな社会の仕組みをつくるにはどうしたらいいかというふうなこと、こういう議論をしていくときなんだと思ひます。

これは、入つてきてほしくない、あるいはほしいということ以前の問題として、もう来るんだと思ひますよ、そういう波は。

そういうことを前提にしていく中で、私は、移民ということをやつていく中で、それこそ季節労働ととめて捉えて、これを国家としてどうするかという議論をするためにも、そしてまた入ってくる人たちの人権ということを保障していくためにも、また国自体がそれでもって活力をつくり上げていくということのためにも、移民の基本法というのをやはりつくつていく時期が来ているんじゃないかというふうに思ひます。

そここのところについての大臣の見解といたしまして、世界観といたしましてお聞きしたいと思ひます。

○上川國務大臣 中川委員から、スタートから大変大きな御質問をいただきました、野田政権のときに内閣府特命担当大臣として定住外国人の問題を御担当なさつていらつたこと、この問題につきまして深く考えながら行動されてきたというふうな、敬意を表したいというふうな思つておりました。

国際化ということでございますけれども、物の移動から始まりまして、情報の移動、さらには今、人の移動ということ、御指摘の大きな動きについては大きな課題になつてはいるというふうな思つておりました。

この日本におきましても、かつては、日本の国内に入ってくる外国人の観光客の皆さんも大変制限されてはいたし、また、日本から外国に出かけるということについてもいろいろ課題がありましたので、そう簡単に国境を越えて自由に行き来をすることができるといふのは、私の体験の中でも非常にそういう壁が大きかった時代であります。

そういう意味では、物の移動、あるいは情報の移動、さらには人の移動という中で、誰もが国境を越えてほかの国にも行くことができるし、また日本の国の中にも入つてくること、これは、ある意味では、地球全体の公益的なところからしても大変大事なことでないかと思つておられます。豊かな、さまざまな国、あるいは文化、歴史の違うところを訪問しながら、そしてそういう中でいろいろなものを生み出していくことができる時代ということでありまして、環境が大きく変わったなというふうに思つておられます。

先ほど文言の中に移民という言葉がございましたけれども、移民の歴史というの、日本においても非常に深い歴史がありますので、今のような状況の中で、移民政策というふうな形の文言をどのように定義して使うかということについては、私は、これそのものについても大きく議論をしていくべきことではないかというふうに思つておられます。

その上で、短期、そして中期、あるいは長期というふうな形の中で、御自分が生まれ育つたところではないところで住み続けることができる、あるいは一時的に住んでいくことができるというふうな制度につきましては、丁寧にはやはり対応していくべきことではないかと思ひます。

とりわけ中長期になりますと、ただ観光に来て、一時期楽しんで、それでまた帰られる、あるいはリビートをするというだけにとどまらない。生活、子供が生まれましたらその子供の教育、あるいは先ほどおつた人権、こうしたことを総合的に考えていくべきことであるというふうな思つておられます。そういう意味では、非